

東京電力ホールディングス株式会社
福島第一原子力発電所

発信時刻

9時 23分

様式9-1

第25条報告

送信枚数 (1/2)

応急措置の概要 (原子炉施設)

(第25332報)

2024年 2月 7日

内閣総理大臣, 原子力規制委員会, 福島県知事, 大熊町長, 双葉町長 殿

第25条報告

報告者名 東京電力ホールディングス株式会社
福島第一廃炉推進カンパニー
福島第一原子力発電所
原子力防災管理者 田南 達也

連絡先 0240-30-9301

原子力災害対策特別措置法第25条第2項の規定に基づき、応急措置の概要を以下の通り報告します。

原子力事業所の名称及び場所	福島第一原子力発電所 福島県双葉郡大熊町大字夫沢字北原22
特定事象の発生箇所 (注1)	福島第一原子力発電所
特定事象の発生時刻 (注1)	2011年(平成23年)3月11日 16時36分 (24時間表示)
特定事象の種類 (注1)	非常用炉心冷却装置注水不能 (原災法政令第6条第4項第4号, 省令第21条第1項ロ)
発生事象と対応の概要 (注2) (注3)	<p>(対応日時, 対応の概要)</p> <p>本日8時53分頃、高温高圧焼却炉建屋東側壁面の配管から水が漏えいしているとの連絡が緊急時対策本部に入りました。</p> <p>状況は以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発見時刻 8時53分頃 ・発生場所(設備名称) 高温高圧焼却炉建屋東側 ・漏えい箇所 高温高圧焼却炉建屋東側壁面の配管 ・発見者 協力企業作業員 ・漏えい範囲 確認中 ・漏えい継続の有無 なし ・外部への影響 確認中 <p>現在、現場状況を確認しており、状況が分かり次第お知らせします。</p> <p>【公表区分：C】 上記の連絡内容について、準備が整い次第、報道機関関係者にお知らせします。</p> <p>※添付の有り(無) (注4)</p>
その他の事項の対応 (注5)	なし

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(注1) 最初に発生した特定事象の発生箇所、発生時刻、種類について記載する。

(注2) 設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置等の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。

(注3) 当該原子力事業所所在市町村において震度6弱以上の地震が発生した場合、また震度によらず警戒事態該当事象または特定事象の発生に関連していると思われる地震が発生した場合は、その発生日時、観測用地震計の加速度gal数(水平方向、鉛直方向)を記入する。

(2/2)

- (注4) 新たに警戒事態該当事象または特定事象が発生した場合は、本様式に加えて様式9-1添付を用いて報告する。なお、様式9-1添付を用いた報告は当該事象が非該当となるまで継続して行う。
- (注5) 緊急時対策本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。

東京電力ホールディングス株式会社
福島第一原子力発電所

発信時刻

12時06分

様式9-1

第25条報告

送信枚数 (1 / 1)

応急措置の概要 (原子炉施設)

(第25333報)

2024年2月7日

内閣総理大臣, 原子力規制委員会, 福島県知事, 大熊町長, 双葉町長 殿

第25条報告

報告者名 東京電力ホールディングス株式会社
福島第一廃炉推進カンパニー
福島第一原子力発電所
原子力防災管理者 田南 達也

連絡先 0240-30-9301

原子力災害対策特別措置法第25条第2項の規定に基づき、応急措置の概要を以下の通り報告します。

原子力事業所の名称及び場所	福島第一原子力発電所 福島県双葉郡大熊町大字夫沢字北原22
特定事象の発生箇所(注1)	福島第一原子力発電所
特定事象の発生時刻(注1)	2011年(平成23年)3月11日 16時36分 (24時間表示)
特定事象の種類(注1)	非常用炉心冷却装置注水不能 (原災法政令第6条第4項第4号, 省令第21条第1項ロ)
発生事象と対応の概要(注2) (注3)	(対応日時, 対応の概要) 本日、第二土捨て場において、体調不良者が発生し、入退域管理棟救急医療室の医師の診察を受けたところ、緊急搬送の必要があると診断されたため、11時48分、救急車を要請しました。 状況は以下のとおりです。 ・発生時刻 10時49分頃 ・発生場所 発電所構内 第二土捨て場 ・体調不良者の所属 協力企業作業員 ・身体汚染の有無 なし ・発生状況 作業中、体調不良を訴えた。 【公表区分:C】 上記の連絡内容について、準備が整い次第、報道機関関係者にお知らせします。 ※添付の有り・ 無し (注4)
その他の事項の対応(注5)	なし

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(注1) 最初に発生した特定事象の発生箇所、発生時刻、種類について記載する。

(注2) 設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置等の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。

(注3) 当該原子力事業所所在市町村において震度6弱以上の地震が発生した場合、また震度によらず警戒事態該当事象または特定事象の発生に関連していると思われる地震が発生した場合は、その発生日時、観測用地震計の加速度gal数(水平方向、鉛直方向)を記入する。

(注4) 新たに警戒事態該当事象または特定事象が発生した場合は、本様式に加えて様式9-1添付を用いて報告する。なお、様式9-1添付を用いた報告は当該事象が非該当となるまで継続して行う。

(注5) 緊急時対策本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。

東京電力ホールディングス株式会社
福島第一原子力発電所

発信時刻 12時 06分

様式9-1

第25条報告

送信枚数 (1/2)

応急措置の概要 (原子炉施設)

(第25334報)

2024年2月7日

内閣総理大臣, 原子力規制委員会, 福島県知事, 大熊町長, 双葉町長 殿

第25条報告

報告者名 東京電力ホールディングス株式会社
福島第一廃炉推進カンパニー
福島第一原子力発電所
原子力防災管理者 田南 達也

連絡先 0240-30-9301

原子力災害対策特別措置法第25条第2項の規定に基づき, 応急措置の概要を以下の通り報告します。

原子力事業所の名称及び場所	福島第一原子力発電所 福島県双葉郡大熊町大字夫沢字北原22
特定事象の発生箇所(注1)	福島第一原子力発電所
特定事象の発生時刻(注1)	2011年(平成23年)3月11日 16時36分 (24時間表示)
特定事象の種類(注1)	非常用炉心冷却装置注水不能 (原災法政令第6条第4項第4号, 省令第21条第1項ロ)
発生事象と対応の概要(注2)(注3)	<p>(対応日時, 対応の概要)</p> <p>第25332報でお知らせした, 高温高压焼却炉建屋東側壁面の配管からの水の漏えい事象について, その後の状況をお知らせします。</p> <p>状況は以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発見時刻 8時53分頃 ・発生場所(設備名称) 高温高压焼却炉建屋東側 ・漏えい箇所 高温高压焼却炉建屋東側壁面に設置されている第二セシウム吸着装置のペントロ ・発見者 協力企業作業員 ・漏えい範囲 漏えい箇所下部敷き鉄板上約4m×4m×深さ1mm 漏えい箇所下部敷き鉄板の隙間から土壌へ漏えい水が染み込んだ可能性あり。 ・拡大防止処置 漏えい箇所を区画 ・漏えい継続の有無 なし ・汚染の有無 あり スミヤ測定結果: 72, 000cpm (バックグラウンド: 300cpm) 測定結果より第二セシウム吸着装置の系統水と判断。 モニタリングポスト・敷地境界連続ダストモニタの指示値に有意な変動がないことを確認。 漏えい箇所からの距離が最も近いK排水路モニタの指示値に有意な変動がないことを確認。 漏えい箇所近傍に堰・側溝がないことを確認。 漏えい箇所下部敷き鉄板の隙間から土壌へ漏えい水が染み込んだ可能性があるため, 今後, 土壌の回収を行う。 ・外部への影響

(2/2)

	<p>【公表区分：B】 第二セシウム吸着装置の系統水と判断したため公表区分をCからBへ変更。</p> <p>上記の連絡内容について、準備が整い次第、報道機関関係者にお知らせします。</p>
その他の事項の対応 (注5)	※添付の有り(無し) (注4) なし

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(注1) 最初に発生した特定事象の発生箇所、発生時刻、種類について記載する。

(注2) 設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置等の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。

(注3) 当該原子力事業所所在市町村において震度6弱以上の地震が発生した場合、また震度によらず警戒事態該当事象または特定事象の発生に関連していると思われる地震が発生した場合は、その発生日時、観測用地震計の加速度gal数(水平方向、鉛直方向)を記入する。

(注4) 新たに警戒事態該当事象または特定事象が発生した場合は、本様式に加えて様式9-1添付を用いて報告する。なお、様式9-1添付を用いた報告は当該事象が非該当となるまで継続して行う。

(注5) 緊急時対策本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。

東京電力ホールディングス株式会社
福島第一原子力発電所

発信時刻

12時 5 / 分

様式 9-1

第 25 条 報告

送信枚数 (1 / 1)

応急措置の概要 (原子炉施設)

(第 2 5 3 3 5 報)

2024 年 2 月 7 日

内閣総理大臣, 原子力規制委員会, 福島県知事, 大熊町長, 双葉町長 殿

第 2 5 条 報告

報告者名 東京電力ホールディングス株式会社
福島第一廃炉推進カンパニー
福島第一原子力発電所
原子力防災管理者 田南 達也

連絡先 0240-30-9301

原子力災害対策特別措置法第 2 5 条第 2 項の規定に基づき, 応急措置の概要を以下の通り報告します。

原子力事業所の名称及び場所	福島第一原子力発電所 福島県双葉郡大熊町大字夫沢字北原 2 2
特定事象の発生箇所 (注 1)	福島第一原子力発電所
特定事象の発生時刻 (注 1)	2 0 1 1 年 (平成 2 3 年) 3 月 1 1 日 1 6 時 3 6 分 (2 4 時間表示)
特定事象の種類 (注 1)	非常用炉心冷却装置注水不能 (原災法政令第 6 条第 4 項第 4 号, 省令第 2 1 条第 1 項ロ)
発生事象と対応の概要 (注 2) (注 3)	(対応日時, 対応の概要) 第 2 5 3 3 3 報でお知らせした、第二土捨て場にて発生した体調不良者について、その後の状況をお知らせします。 当該体調不良者は、救急車で医療機関に到着しました。 ・救急車出発時刻 12時14分 ・救急車到着時刻 12時31分 【公表区分: C 統】 上記の連絡内容について、準備が整い次第、報道機関関係者にお知らせします。 ※添付の有リ (無) (注 4)
その他の事項の対応 (注 5)	なし

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

(注 1) 最初に発生した特定事象の発生箇所, 発生時刻, 種類について記載する。

(注 2) 設備機器の状況, 故障機器の応急復旧, 拡大防止措置等の時刻, 場所, 内容について発生時刻順に記載する。

(注 3) 当該原子力事業所所在市町村において震度 6 弱以上の地震が発生した場合, また震度によらず警戒事態該当事象または特定事象の発生に関連していると思われる地震が発生した場合は, その発生日時, 観測用地震計の加速度 gal 数 (水平方向, 鉛直方向) を記入する。

(注 4) 新たに警戒事態該当事象または特定事象が発生した場合は, 本様式に加えて様式 9-1 添付を用いて報告する。なお, 様式 9-1 添付を用いた報告は当該事象が非該当となるまで継続して行う。

(注 5) 緊急時対策本部の設置状況, 被ばく患者発生状況等について記載する。

東京電力ホールディングス株式会社
福島第一原子力発電所

発信時刻 15時04分

様式9-1

第25条報告

送信枚数 (1/14)

応急措置の概要 (原子炉施設) (第25336報)

2024年 2月 7日

内閣総理大臣, 原子力規制委員会, 福島県知事, 大熊町長, 双葉町長 殿

報告者名 東京電力ホールディングス株式会社
 福島第一廃炉推進カンパニー
 福島第一原子力発電所
 原子力防災管理者 田南 達也

連絡先 0240-30-9301

原子力災害対策特別措置法第25条第2項の規定に基づき、応急措置の概要を以下の通り報告します。

原子力事業所の名称及び場所	福島第一原子力発電所 福島県双葉郡大熊町大字夫沢字北原22
特定事象の発生箇所(注1)	福島第一原子力発電所
特定事象の発生時刻(注1)	2011年(平成23年)3月11日 16時36分 (24時間表示)
特定事象の種類(注1)	非常用炉心冷却装置注水不能 (原災法政令第6条第4項第4号, 省令第21条第1項ロ)
発生事象と対応の概要(注2)(注3)	<p>(対応日時, 対応の概要)</p> <p>プラント関連パラメータ、タンクエリアパトロール結果等について、下記のとおりお知らせいたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラント関連パラメータ [2月 7日 11時00分現在] ・集中廃棄物処理施設周辺サブドレン水 分析結果 [採取日 2月 6日] ・構内排水路 分析結果 [採取日 2月 6日] ・護岸地下水観測孔 分析結果 [採取日 2月 2日、2月 6日] ・海水分析結果<港湾内> [採取日 2月 6日] ・海水分析結果<発電所から3km以内> [採取日 2月 6日] ・1号機、2号機放水路 分析結果 [採取日 2月 5日] ・地下貯水槽(ドレン孔・検知孔・海側観測孔) 分析結果 [採取日 2月 6日] <p>・発電所敷地内におけるモニタリング結果について、前回のお知らせから有意な変動はありません。</p> <p>・タンクエリアパトロール及び汚染水タンク水位計による常時監視において、漏えい等の異常はありません。</p> <p>・建屋滞留水の移送状況について、パトロール及び警報監視において、漏えい等の異常は確認されません。</p> <p>なお、第25332報他でお知らせのとおり、高温高圧焼却炉建屋東側壁面の配管からの水の漏えいが発生し、区画等の処置をしております。</p> <p>サブドレン他水処理施設一時貯水タンクBの当社及び第三者機関による分析結果については、共に運用目標値を満足していたことから、2月8日に排水を実施します。</p> <p>排水開始・終了の実績については、別途お知らせします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サブドレン・地下水ドレン浄化水 排水前分析結果 [採取日 2月 3日] <p>【公表区分：その他】</p> <p>※添付の有り・無し (注4)</p>

(2 / 14)

その他の事項の対応 (注5)	なし
-------------------	----

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(注1) 最初に発生した特定事象の発生箇所、発生時刻、種類について記載する。

(注2) 設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置等の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。

(注3) 当該原子力事業所所在市町村において震度6弱以上の地震が発生した場合、また震度によらず警戒事態該当事象または特定事象の発生に関連していると思われる地震が発生した場合は、その発生日時、観測用地震計の加速度gal数(水平方向、鉛直方向)を記入する。

(注4) 新たに警戒事態該当事象または特定事象が発生した場合は、本様式に加えて様式9-1添付を用いて報告する。なお、様式9-1添付を用いた報告は当該事象が非該当となるまで継続して行う。

(注5) 緊急時対策本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。

福島第一原子力発電所 プラント関連パラメータ

2024年2月7日 11:00現在

2024年2月7日
東京電力ホールディングス株式会社
福島第一原子力発電所

	1号機	2号機	3号機	4号機
原子炉注水状況	給水系: 2.5 m ³ /h CS系: 1.3 m ³ /h	給水系: 0.0 m ³ /h CS系: 1.3 m ³ /h	給水系: 1.9 m ³ /h CS系: 1.9 m ³ /h	
原子炉圧力容器 底部温度	VESSEL BOTTOM HEAD (TE-263-69L1): 15.5 °C 原子炉 SKIRT JOINT 上部 (TE-263-69H1): 12.8 °C VESSEL DOWN COMMER (TE-263-69G2): 15.0 °C	VESSEL WALL ABOVE BOTTOM HEAD (TE-2-3-69H3): 26.0 °C RPV温度 (TE-2-3-69R): 28.5 °C	スカートジャンクション上部温度 (TE-2-3-69F1): 17.4 °C RPV底部ヘッド上部温度 (TE-2-3-69H1): 17.6 °C	
原子炉格納容器 内温度	HVH-12A RETURN AIR (TE-1625A): 15.1 °C HVH-12A SUPPLY AIR (TE-1625F): 15.0 °C	RETURN AIR DRYWELL COOLER (TE-16-114B): 26.2 °C SUPPLY AIR D/W COOLER HVH2-16B (TE-16-114G#1): 26.4 °C	PCV 温度 (TE-16-002): 16.0 °C 格納容器空調機排気温度 (TE-16-114F#1): 16.9 °C	
原子炉格納容器 圧力	0.40 kPa.g.	3.41 kPa.g.	0.52 kPa.g.	
窒素封入流量 ※3	RPV (RVH-A): - Nm ³ /h (RVH-B): 16.14 Nm ³ /h CJP-A): 14.55 Nm ³ /h (CJP-B): - Nm ³ /h PCV: - Nm ³ /h ※4	RPV-A: 6.29 Nm ³ /h RPV-B: 6.16 Nm ³ /h PCV: - Nm ³ /h ※4	RPV-A: 7.67 Nm ³ /h RPV-B: 7.72 Nm ³ /h PCV: - Nm ³ /h ※4	
原子炉格納容器 ガス管理システム 排気流量	25.9 m ³ /h	17.15 Nm ³ /h	23.50 Nm ³ /h	
原子炉格納容器 酸素濃度 ※1	A系: 0.00 vol% B系: 0.00 vol%	A系: 0.08 vol% B系: 0.07 vol%	A系: 0.20 vol% B系: - vol% ※6	
原子炉格納容器 放射能濃度 [Xe135] ※2	A系: 指示値 1.66E-03 BaI/cm ³ 検出限界値 5.00E-04 B系: 指示値 1.24E-03 BaI/cm ³ 検出限界値 3.63E-04	A系: 指示値 ND 検出限界値 1.2E-01 BaI/cm ³ B系: 指示値 ND 検出限界値 1.2E-01 BaI/cm ³	A系: 指示値 ND 検出限界値 1.9E-01 BaI/cm ³ B系: 指示値 ND 検出限界値 1.8E-01 BaI/cm ³	
使用済燃料プール 水温度	19.8 °C	18.6 °C	※5	
FPC 及び冷却水 水位	4.45 m	4.23 m	2.33 m	28.3 X100mm

【計測値に関する事項】
 ※1: 原子炉格納容器内の酸素濃度を測定する。酸素濃度が低い場合は、計測値によりワイヤレス表示される値がある。この値は、原子炉格納容器内の酸素濃度を測定する。
 ※2: 原子炉格納容器内の放射能濃度を測定する。放射能濃度が低い場合は、計測値によりワイヤレス表示される値がある。この値は、原子炉格納容器内の放射能濃度を測定する。
 ※3: 放射能濃度の測定。圧力で測定する。放射能濃度が低い場合は、計測値によりワイヤレス表示される値がある。
 ※4: 窒素封入流量。
 ※5: 冷却水の水位。
 ※6: 排気流量。

【測定事項】
 本表の数値は、計測値に基づいて算出されたものである。計測値の信頼性を確保するために、計測装置の校正や点検が行われている。また、計測値の信頼性を確保するために、計測装置の故障や異常が検出された場合は、計測値を停止し、修理が行われる。このように、計測値の信頼性を確保するために、計測装置の故障や異常が検出された場合は、計測値を停止し、修理が行われる。このように、計測値の信頼性を確保するために、計測装置の故障や異常が検出された場合は、計測値を停止し、修理が行われる。

(4/14)

2024年2月7日
東京電力ホールディングス株式会社
福島第一廃炉推進カンパニー

集中廃棄物処理施設周辺サブドレン水 分析結果 (γ)

採取地点	採取日時	分析項目		
		I-131 (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)
4号T/B建屋南東	2024/02/06 06:35	< 4.4E+00	< 5.4E+00	< 4.8E+00
プロセス主建屋北東	2024/02/06 07:20	< 4.0E+00	< 4.2E+00	< 5.6E+00
プロセス主建屋南東	2024/02/06 07:25	< 3.3E+00	< 5.5E+00	< 5.6E+00
雑固体廃棄物減容処理建屋南	2024/02/06 07:10	< 4.0E+00	< 6.2E+00	< 4.8E+00
サイトバンカ建屋南西	—	—	—	—
焼却工作建屋西側	2024/02/06 07:15	< 5.0E+00	< 4.9E+00	4.1E+01
雑固体廃棄物減容処理建屋北	2024/02/06 06:40	< 5.1E+00	< 5.4E+00	< 4.8E+00
サイトバンカ建屋南東	2024/02/06 07:30	< 3.7E+00	< 4.6E+00	< 3.9E+00

不番号 (<:小なり) は、検出限界値未満 (ND) を表す。

測定対象外および採取中止の項目は「-」と記す。

・O・OE±Oとは、 $O.O \times 10^{+O}$ であることを意味する。

(例) 3.1E+01は 3.1×10^1 で31, 3.1E+00は 3.1×10^0 で3.1, 3.1E-01は 3.1×10^{-1} で0.31と読む。

・サイトバンカ建屋南西は、1回/週程度の頻度で分析を実施。

(5/14)

2024年2月7日
東京電力ホールディングス株式会社
福島第一原子力発電所

構内排水路 分析結果 (全β・γ)

採取地点	採取日時	分析項目		
		全β (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)
A排水路	2024/02/06 06:45	3.1E+00	< 5.9E-01	2.0E+00
物置場排水路	2024/02/06 06:55	< 3.1E+00	< 4.4E-01	1.2E+00
K排水路	2024/02/06 06:00	1.7E+01	< 4.7E-01	1.4E+01
BC排水路	2024/02/06 06:00	< 2.5E+00	< 4.6E-01	< 5.6E-01
D排水路	2024/02/06 06:50	< 2.5E+00	< 5.1E-01	< 4.9E-01
5,6号機排水路※1	—	—	—	—

・不等号 (< ; 小なり) は、検出限界未満 (ND) を表す。

・測定対象外および採取中止の項目は「—」と記す。

・〇.〇E±〇とは、〇.〇×10^{±〇}であることを意味する。

(例) 3.1E+01は3.1×10¹で31, 3.1E+00は3.1×10⁰で3.1, 3.1E-01は3.1×10⁻¹で0.31と読む。

・採取当日の降雨量は0 mm

・排水路流量情報は、解析中のため後日公表する。

※1 5,6号機排水路は1回/月に分析を実施。

(6/14)

2024年2月7日
東京電力ホールディングス株式会社
福島第一原子力発電所

護岸地下水観測孔 分析結果 (全β・H-3・Y・塩素)

(1/2)

採取地点	採取日時	分析項目										検出限界 (ppm)			
		全β (Bq/L)	H-3 (Bq/L)	Mn-54 (Bq/L)	Co-60 (Bq/L)	Ru-106 (Bq/L)	Sr-125 (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)	その他(観測出稼)	塩素				
No.0-1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.0-1-2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.0-2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.0-3-1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.0-3-2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.0-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.1	2024/02/02 07:56	1.8E+04	2.3E+04	< 3.4E-01	< 4.1E-01	< 5.2E+00	< 2.1E+00	9.1E-01	7.5E+01	-	-	-	-	-	-
No.1-6	2024/02/02 07:15	1.2E+06	5.6E+02	< 1.1E+02	< 6.6E+01	< 4.3E+03	< 2.3E+03	1.1E+04	6.0E+05	-	-	-	-	-	-
No.1-8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.1-9 #1	2024/02/02 08:06	3.9E+01	4.5E+02	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7.4E+01	-
No.1-11	2024/02/02 08:01	3.3E+02	6.7E+02	< 2.7E-01	< 3.3E-01	< 4.7E+00	< 2.0E+00	1.3E+00	8.1E+01	-	-	-	-	-	-
No.1-12	2024/02/02 07:35	6.4E+02	1.6E+04	< 7.4E-01	< 1.3E+00	< 2.0E+01	< 9.2E+00	6.6E+00	4.0E+02	-	-	-	-	-	-
No.1-14	2024/02/02 07:10	6.0E+03	1.2E+04	< 3.0E-01	< 3.7E-01	< 3.1E+00	< 1.5E+00	< 4.4E-01	3.8E+01	-	-	-	-	-	-
No.1-16	2024/02/02 07:40	4.6E+04	2.3E+02	< 2.6E-01	< 2.6E-01	< 3.1E+00	< 1.2E+00	< 3.7E-01	1.4E+01	-	-	-	-	-	-
No.1-17	2024/02/02 07:53	1.2E+05	7.5E+02	< 4.2E-01	< 3.6E-01	< 4.5E+00	< 2.2E+00	4.8E-01	2.5E+01	-	-	-	-	-	-

・不詳号 (<:小値)は、検出限界未満 (ND)を表す。
 ・測定対象および検出中止の項目は「-」と記す。
 ・0.0E+0とは、0.0×10⁰であることを意味する。
 (例) 3.1E+01は3.1×10¹で31、3.1E+00は3.1×10⁰で3.1、3.1E-01は3.1×10⁻¹で0.31と読み。
 ・H-3以外は誤にお知らせ済み。
 ※1 No.1-9は、取水器による採取であるため、Yは測定されず、全βは参考値としての値後に測定。

(7/14)

護岸地下水観測孔 分析結果 (全β・H-3・Y・塩素)

(2/2)

観測地点	採取日時	分析項目										塩素 (ppm)					
		全β (Bq/L)	H-3 (Bq/L)	Mn-54 (Bq/L)	Co-60 (Bq/L)	Ru-106 (Bq/L)	Sr-90 (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)	その他放射性核種							
1,2号機作業エレベータ 汲み上げ水		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.2		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.2-2		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.2-3		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.2-5 ※2		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.2-6	2024/02/02 07:45	7.2E+02	1.3E+03	< 2.7E-01	< 2.7E-01	< 2.0E+00	< 9.4E-01	< 2.8E-01	1.2E+00	-	-	-	-	-	-	-	-
No.2-7	2024/02/02 07:48	3.7E+02	1.7E+03	< 2.8E-01	< 3.5E-01	< 3.1E+00	< 1.1E+00	< 3.0E-01	1.7E+01	4.9E+02	-	-	-	-	-	-	-
No.2-8		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2,3号機改修エレベータ 汲み上げ水		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.3		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.3-2		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.3-3		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.3-4		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.3-5 ※2		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
3,4号機改修エレベータ 汲み上げ水		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

・本番号 (<:なし) は、検出限界未満 (ND) を表す。
 ・判定以外および検出中止の項目は「-」と記す。
 ・0.0E+0とは、0.0×10⁰であることを意味する。
 (例) 3.1E+01は3.1×10¹で31、3.1E+00は3.1×10⁰で3.1、3.1E-01は3.1×10⁻¹で0.31と読む。
 ・H-3以外は既にお知らせ済み。
 ※2 No.2-5、No.3-5は、取水器による採取であるため、判定は未済です。全βは参考値としての連続に判定。

(8/14)

2024年2月7日
東京電力ホールディングス株式会社
福島第一原子力発電所

護岸地下水観測孔 分析結果 (全β・γ・塩素)

(1/2)

採取地点	採取日時	全β (Bq/L)	その他観測項目						Cs-137 (Bq/L)	塩素 (ppm)
			Mn-54 (Bq/L)	Co-60 (Bq/L)	Ru-106 (Bq/L)	Sb-125 (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)		
No.0-1		—	—	—	—	—	—	—	—	—
No.0-1-2		—	—	—	—	—	—	—	—	—
No.0-2		—	—	—	—	—	—	—	—	—
No.0-3-1		—	—	—	—	—	—	—	—	—
No.0-3-2		—	—	—	—	—	—	—	—	—
No.0-4		—	—	—	—	—	—	—	—	—
No.1	2024/02/06 07:18	1.7E+04	< 2.9E-01	< 3.1E-01	< 8.3E+00	< 5.1E+00	1.5E+01	8.2E+02	—	—
No.1-6	2024/02/06 07:40	1.7E+06	< 1.0E+02	< 7.2E+01	< 4.2E+03	< 2.1E+03	1.1E+04	5.9E+05	—	—
No.1-6	2024/02/06 07:05	8.9E+03	< 1.5E+00	< 3.1E+00	< 2.0E+01	< 8.4E+00	< 2.4E+00	1.0E+02	—	—
No.1-9 *1		—	—	—	—	—	—	—	—	—
No.1-11	2024/02/06 07:09	1.6E+02	< 2.9E-01	< 3.3E-01	< 3.3E+00	< 2.5E+00	6.0E-01	3.4E+01	—	—
No.1-12	2024/02/06 07:25	4.7E+02	< 6.9E-01	< 7.7E-01	< 1.2E+01	< 5.8E+00	3.6E+00	1.7E+02	—	—
No.1-14	2024/02/06 07:48	6.3E+03	< 4.0E-01	< 4.0E-01	< 6.3E+00	< 3.3E+00	4.1E+00	2.3E+02	—	—
No.1-16	2024/02/06 07:30	4.7E+04	< 3.3E-01	< 3.5E-01	< 3.5E+00	< 1.5E+00	< 4.4E-01	1.4E+01	—	—
No.1-17	2024/02/06 07:15	1.3E+05	< 4.0E-01	< 2.7E-01	< 4.2E+00	< 1.4E+00	< 5.6E-01	2.4E+00	—	—

*不符号 (<: 小なり) は、検出限界未満 (MD) を表す。
 *測定対象外および検出中止の項目は「—」と記す。
 *O.OE±Oとは、O.O×10^Oであることを意味する。
 (例) 3.1E+01は3.1×10¹で31、3.1E+00は3.1×10⁰で3.1、3.1E-01は3.1×10⁻¹で0.31と読む。
 *1 No.1-9は、採水箇所による誤差であるため、V値は参考値としてご覧ください。

(9/14)

護岸地下水観測孔 分析結果 (全β・γ・塩素)

(2/2)

採取地点	採取日時	分析項目							指標 (ppm)
		全β (Bq/L)	Mn-54 (Bq/L)	Co-60 (Bq/L)	その他(観放出核種) Ru-106 (Bq/L)	Sb-125 (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)	
1,2号観測孔のポイント 汲み上げ水	採取中止	-	-	-	-	-	-	-	-
No.2	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.2-2	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.2-3	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.2-5 ※2	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.2-6	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.2-7	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.2-8	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2,3号機改修工場の 汲み上げ水	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.3	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.3-2	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.3-3	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.3-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.3-5 ※2	-	-	-	-	-	-	-	-	-
3,4号機改修工場の 汲み上げ水	-	-	-	-	-	-	-	-	-

・不番号 (<:小振り) は、検出限界未満 (ND) を表す。
 ・測定対象外および採取中止の項目は「-」と記す。
 ・○,○E±○とは、 0.0×10^{10} であることを意味する。
 ・(誤) $3.1E+01$ は 3.1×10^1 で31, $3.1E+00$ は 3.1×10^0 で3.1, $3.1E-01$ は 3.1×10^{-1} で0.31と読む。
 ※2 No.2-5, No.3-5は、採水器による採取であるため、測定は実施せず、全βは参考値としての値後に測定。
 ・採取中止理由：系統点検のため

(10/14)

2024年2月7日

東京電力ホールディングス株式会社

福島第一廃炉推進カンパニー

海水分析結果<港湾内> (全β・γ)

試料名称	採取日時	分析項目		
		全β (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)
1F 5号機取水口前	2024/02/06 07:00	< 1.2E+01	< 3.3E-01	< 2.8E-01
1F 物揚場前	2024/02/06 06:40	1.2E+01	< 3.9E-01	< 2.7E-01
1F 1~4号機取水口内北側 (東波除堤北側)	2024/02/06 06:35	< 1.1E+01	< 4.3E-01	4.0E-01
1F 1~4号機取水口内南側 (溢水壁前)	2024/02/06 07:00	< 1.1E+01	< 2.5E-01	4.8E+00
1F 港湾口	2024/02/06 06:59	< 1.4E+01	< 3.4E-01	< 3.3E-01
1F 港湾中央	2024/02/06 06:50	< 1.4E+01	< 3.1E-01	< 2.7E-01
1F 港湾内東側	2024/02/06 06:53	< 1.3E+01	< 3.8E-01	< 3.9E-01
1F 港湾内西側	2024/02/06 06:48	< 1.3E+01	< 3.0E-01	< 2.7E-01
1F 港湾内北側	2024/02/06 06:45	1.4E+01	< 3.4E-01	< 3.0E-01
1F 港湾内南側	2024/02/06 06:56	< 1.3E+01	< 3.1E-01	< 2.7E-01
WHOの飲料水水質ガイドライン※1			1.0E+01	1.0E+01

・不等号 (< :小なり) は、検出限界値未満 (ND)を表す。

・測定対象外および採取中止の項目は「-」と記す。

・0.0E±0とは、0.0×10^{±0}であることを意味する。

(例) 3.1E+01は3.1×10¹で31, 3.1E+00は3.1×10⁰で3.1, 3.1E-01は3.1×10⁻¹で0.31と読む。

・物揚場前は、シルトフェンス開閉を行った日は開閉実施後にもサンプリングを実施。

※1 WHOの飲料水水質ガイドラインにおける、Cs-134, Cs-137の指標

・分析結果の評価については「福島第一原子力発電所の状況について(日報)」を参照 <https://www.tepco.co.jp/press/report/>

(11/14)

2024年2月7日
東京電力ホールディングス株式会社
福島第一廃炉推進カンパニー

海水分析結果<発電所から3km以内> (全β・γ)

試料名称	採取日時	分析項目		
		全β (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)
1F 5,6号機放水口北側 (T-1)	2024/02/06 07:15	—	< 8.0E-01	< 8.1E-01
1F 開放水口付近 (T-2)	2024/02/06 08:00	1.3E+01	< 8.0E-01	< 6.3E-01
1F 北防波堤北側 (T-0-1)	—	—	—	—
1F 港湾口北東側 (T-0-1A)	—	—	—	—
1F 港湾口東側 (T-0-2)	—	—	—	—
1F 港湾口南東側 (T-0-3A)	—	—	—	—
1F 南防波堤南側 (T-0-3)	—	—	—	—
1F 敷地北側沖合1.5km (T-A1)	—	—	—	—
1F 敷地沖合1.5km (T-A2)	—	—	—	—
1F 敷地南側沖合1.5km (T-A3)	—	—	—	—
WHOの飲料水水質ガイドライン ^{*1}			1.0E+01	1.0E+01

・不等号 (<: 小なり) は、検出限界値未満 (ND) を表す。

・測定対象外および採取中止の項目は「—」と記す。

・〇.〇E±〇とは、〇.〇×10^{±〇}であることを意味する。

(例) 3.1E+01は3.1×10¹で31, 3.1E+00は3.1×10⁰で3.1, 3.1E-01は3.1×10⁻¹で0.31と読む。

※1 WHOの飲料水水質ガイドラインにおける、Cs-134, Cs-137の指標

・分析結果の評価については「福島第一原子力発電所の状況について(日報)」を参照 <https://www.tepco.co.jp/press/report/>

2024年2月7日
東京電力ホールディングス株式会社
福島第一廃炉推進カンパニー

1号機, 2号機放水路 分析結果

採取地点	採取日時	分析項目			
		全β (Bq/L)	Hf-3 (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)
1号機放水路立坑水	上流側	1.3E+04	1.3E+02	1.8E+02	9.8E+03
	下流側	2.6E+03	4.7E+02	1.2E+01	7.2E+02
2号機放水路立坑水	上流側	1.5E+03	< 8.4E+01	2.0E+01	1.1E+03
	下流側	1.5E+02	< 8.4E+01	< 7.1E+00	2.7E+01

・不等号 (<) は、検出限界値未満 (ND) を表す。

・測定対象外および採取中止の項目は「-」と記す。

・0.0E±0とは、 $0.0 \times 10^{±0}$ であることを意味する。

(例) 3.1E+01は 3.1×10^1 で31, 3.1E+00は 3.1×10^0 で3.1, 3.1E-01は 3.1×10^{-1} で0.31と読む。

(12/14)

(13/14)

2024年2月7日

東京電力ホールディングス株式会社

福島第一廃炉推進カンパニー

地下貯水槽（ドレン孔・検知孔・海側観測孔）分析結果（全β）

採取地点			採取日時	分析項目
				全β (Bq/L)
地下貯水槽 (ドレン孔水)	i	北東側	2024/02/06 10:25	1.1E+02
		南西側※	2024/02/06 10:15	< 2.8E+01
	ii	北東側	—	—
		南西側	—	—
	iii	北東側	—	—
		南西側	—	—
	vi	北西側	—	—
		南東側	—	—
地下貯水槽 (漏えい検知孔水)	i	北東側	2024/02/06 10:30	1.6E+04
		南西側※	2024/02/06 10:20	4.8E+01
	ii	北東側	—	—
		南西側	—	—
	iii	北東側	—	—
		南西側	—	—
海側観測孔	②	—	—	
	⑦	2024/02/06 10:00	< 2.8E+01	
	⑧	2024/02/06 09:35	< 2.8E+01	

・不等号 (< : 小なり) は、検出限界値未満 (ND) を表す。

・測定対象外および採取中止の項目は「—」と記す。

・〇.〇E±〇とは、〇.〇×10^{±〇}であることを意味する。

(例) 3.1E+01は3.1×10¹で31, 3.1E+00は3.1×10⁰で3.1, 3.1E-01は3.1×10⁻¹で0.31と読む。

※ 2023年8月7日に有意な上昇があったため、調査分析を実施。

2024年2月7日
東京電力ホールディングス株式会社
福島第一原子力発電所推進センター

サブドレン：地下水ドレン浄化水 排水前分析結果

(14/14)

試料名称	採取日時	貯水量 (m ³)	分析機関	分析項目				
				全β (Bq/L)	H-3 (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)	その他 γ核種
一時貯水タンク (サンプルタンク)	B 2024/02/03 08:05	1,160	東京電力 東北緑化環境保全(株)	< 1.8E+00	6.1E+02	< 9.1E-01	< 6.3E-01	検出なし
				< 3.3E-01	6.4E+02	< 7.3E-01	< 6.7E-01	検出なし
	運用目標			3.0E+00 (1.0E+00)※1	1.5E+03	1.0E+00	1.0E+00	検出されないこと※2
	告示濃度限度※3				6.0E+04	6.0E+01	9.0E+01	
	WHO飲料水暫ガイドライン				1.0E+04	1.0E+01	1.0E+01	

・不等号 (<:小なり) は、検出限界未満 (ND) を表す。

・0.0E+0とは、 0.0×10^0 であることを意味する。

(例) 3.1E+01は 3.1×10^1 で31, 3.1E+00は 3.1×10^0 で3.1, 3.1E-01は 3.1×10^{-1} で0.31と読む。

※1 運用目標の全βについては、10日に1回程度、検出限界値を1 Bq/Lに下げて分析を実施。

※2 Cs-134, Cs-137の検出限界値「1Bq/L未満」を確認する測定にて検出されないこと(天然核種を除く)。

※3 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子力施設保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則に定める告示濃度限度

(別表第一第六欄：周辺監視区域外の水中の濃度限度[本表では、Bq/cm³の表記をBq/Lに換算した値を記載])

東京電力ホールディングス株式会社
福島第一原子力発電所

発信時刻

15 時 50 分

様式 9-1

第 25 条 報 告

送信枚数 (1 / 2)

応急措置の概要 (原子炉施設)

(第 2 5 3 3 7 報)

2024 年 2 月 7 日

内閣総理大臣, 原子力規制委員会, 福島県知事, 大熊町長, 双葉町長 殿

第 2 5 条 報 告

報告者名 東京電力ホールディングス株式会社
福島第一廃炉推進カンパニー
福島第一原子力発電所
原子力防災管理者 田南 達也

連絡先 0240-30-9301

原子力災害対策特別措置法第 2 5 条第 2 項の規定に基づき, 応急措置の概要を以下の通り報告します。

原子力事業所の名称及び場所	福島第一原子力発電所 福島県双葉郡大熊町大字夫沢字北原 2 2
特定事象の発生箇所 (注 1)	福島第一原子力発電所
特定事象の発生時刻 (注 1)	2 0 1 1 年 (平成 2 3 年) 3 月 1 1 日 1 6 時 3 6 分 (2 4 時間表示)
特定事象の種類 (注 1)	非常用炉心冷却装置注水不能 (原災法政令第 6 条第 4 項第 4 号, 省令第 2 1 条第 1 項ロ)
発生事象と対応の概要 (注 2) (注 3)	<p>(対応日時, 対応の概要)</p> <p>第 2 5 3 3 2 報他でお知らせした、高温高圧焼却炉建屋東側壁面の配管からの水の漏えいについて、その後の状況をお知らせします。</p> <p>漏えい量の概略評価をしたところ、本日 1 5 時 3 0 分、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 6 2 条の 3 に基づき制定された、東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則第 1 8 条第 1 1 号「発電用原子炉施設の故障その他の不測の事態が生じたことにより、核燃料物質等(気体状のものを除く)が管理区域内で漏えいしたとき。」に該当すると判断しました。</p> <p>なお、近傍の構内連続ダストモニタの指示値が通常の変動範囲内で一時的にごくわずかに上昇しましたが、現在は、元の値に戻っています。また、モニタリングポスト・敷地境界連続ダストモニタ・漏えい箇所からの距離が最も近い K 排水路モニタの指示値に有意な変動はございません。</p> <p>【公表区分：B 統】</p> <p>上記の連絡内容について、準備が整い次第、報道機関関係者にお知らせします。</p> <p>※添付の有リ(無)。(注 4)</p>
その他の事項の対応 (注 5)	なし

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

(注 1) 最初に発生した特定事象の発生箇所, 発生時刻, 種類について記載する。

(注 2) 設備機器の状況, 故障機器の応急復旧, 拡大防止措置等の時刻, 場所, 内容について発生時刻順に記載する。

(注 3) 当該原子力事業所所在市町村において震度 6 弱以上の地震が発生した場合, また震度によらず警戒事態該当事象または特定事象の発生に関連していると思われる地震が発生した場合は, その発生日時, 観測用地震計の加速度 gal 数 (水平方向, 鉛直方向) を記入する。

(2/2)

(注4) 新たに警戒事態該当事象または特定事象が発生した場合は、本様式に加えて様式9-1添付を用いて報告する。なお、様式9-1添付を用いた報告は当該事象が非該当となるまで継続して行う。

(注5) 緊急時対策本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。